

重度心身障害者(児)医療費助成制度の申請手続きが変わります!!

令和元年8月1日(受診分)から

じ どう しょうかん ほう しき

自動償還方式がスタートします!



自動償還に対応している医療機関で受診すると

従来の市役所窓口での申請手続きは必要ありません。

自動償還方式とは?

- ① 県内医療機関を受診。
- ② 受給者証(そらいろ)を医療機関等窓口で提示。
- ③ 医療費を支払う。
- ④ 受診月の翌々月に指定の口座に振り込まれます。
(例: 8月受診分は10月末日に振り込まれます)

石垣市重度心身障害者(児)医療費助成受給資格者証 (自動償還)	
事業番号	03
受給者番号	
受給者氏名	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	
性別	
健康保険者	
氏名	
保険者名称	
資格取得年月日	
有効期間	
備考	

受診の際は
受給資格者証
健康保険証
をお忘れなく!

◆注意事項◆

★これまでどおり、市役所窓口で領収書の提出が必要な場合があります★

1. 沖縄県外の医療機関を利用した場合
2. 自動償還方式に対応していない医療機関を利用した場合
3. 訪問看護・針灸・あん摩・柔道整復・整骨院等を利用した場合
4. 受給資格者証を提示せず受診した場合
5. 令和元年7月31日までに受診した場合



- 受診の際には、医療機関等窓口にて「自動償還方式」を導入しているか必ず確認してください。
- 助成金の振込み時期について
 - ・自動償還方式については、診療月の翌々月の月末になります。(例) 8月診療分→10月末に振込み
 - ・償還払い方式については、申請月の翌月の月末になります。償還払い方式における申請受付については、翌月開始となります。(例) 8月診療分→9月1日から月末までに市役所窓口で申請→10月末に振込み
- 自動償還方式と償還払い方式が二重の振込みにならないように石垣市で確認しますが、もし、二重の振込みがあった場合には、返金していただきます。
- 高額療養費等についても、二重に助成がある場合については、返金していただきます。

(お問い合わせ先) 石垣市福祉事務所 障がい福祉課
重度心身障害者(児)医療費助成担当 TEL: 82-9947